

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 7     | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野市長

## 公表日

令和8年3月16日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |  |
|--|--|
| ①事務の名称   | 国民健康保険に関する事務   |
| ②事務の概要   | <p>国民健康保険法に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定<br/>           ②所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課<br/>           ③医療機関等からのレセプトの審査および医療機関等への保険者負担分の支払い業務<br/>           ④出産育児一時金および葬祭費の支給ならびに第三者行為による損害賠償金の請求<br/>           ⑤国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査及びその結果に基づく指導<br/>           ⑥国民健康保険制度の趣旨普及</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一項番30の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>・国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、特別療養費の支給に変更する旨の通知、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</li> <li>・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務</li> <li>・国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務</li> <li>・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務</li> <li>・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</li> </ul> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が「医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して国民健康保険システム」を</p> |
| ③システムの名称   | 宛名システム(国民健康保険・国民年金システム内機能)<br>総合窓口支援システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |  |
| (1)国民健康保険資格賦課ファイル<br>(2)収納管理台帳ファイル<br>(3)滞納整理台帳ファイル<br>(4)国民健康保険給付管理ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用   |  |
| 法令上の根拠   | 番号法第9条第1項 別表第一 項番30<br>番号法別表第一の主務省令で定める事項を定める命令 第24条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |  |
| ①実施の有無   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 実施する<br/>           2) 実施しない<br/>           3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二   |
| 5. 評価実施機関における担当部署  |  |
| ①部署  | 長野市 保健福祉部 国保・高齢者医療課  |
| ②所属長の役職名   | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関  |  |

|   |   |
|---|---|
| <b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>   |   |
| 請求先   | 総務部 文書情報管理課<br>380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地                       |
| <b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>   |   |
| 連絡先   | 保健福祉部 国保・高齢者医療課<br>380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5025 |
| <b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span> |   |
| 適用した理由  |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年1月30日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年1月30日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                                    |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない         |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。<br>また、下記の事務では、手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。<br>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力<br>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 |   |

| 9. 監査   |  |
|---|--|
| 実施の有無   | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている      ]<br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発      ]<br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である      ]<br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>  |
| 判断の根拠   | 毎年度、特定個人情報を取扱い事務に従事する職員(会計年度職員を含む)に対し、教育研修を実施している。研修の受講確認を行い、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、現状の対策等を見直す機会を設けるようにしており、従業者に対する教育・啓発は十分であると考える。  |

